津島市骨髓提供者助成事業



骨髄・末梢血幹細胞移植は、白血病などの治療として行われています。骨髄提供者の負担を軽減し、骨髄提供しやすい環境をつくるため、骨髄提供者へ助成金を交付します。

交付対象者

- ①骨髓提供者
 - (骨髄等の提供日に津島市に住民票がある人)
- ②骨髄提供者が勤務している国内の事業所 (国・地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、 国立大学法人及び公立大学法人を除く。)

対象となる通院や入院

- ①健康診断に係る通院
- ②自己血採血に係る通院
- ③骨髄等の採取のための通院、入院
- ④その他、日本骨髄バンクが必要と認める医療行為

助成金額

- ①骨髄提供者:通院又は入院1日につき
 - 20,000円(上限:通算7日間)
- ②事業所:通院又は入院1日につき
 - 10,000円(上限:通算7日間)

申請期限

骨髄等の提供日から1年以内

申請方法

申請書を下記に持参又は郵送で

提出してください。

(申請書は、津島市ホームページよりダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ

〒496-0863 津島市上之町1-60

成人保健グループ

津島市保健センター

20567 - 23 - 1551